

## 伝統産業首都圏プロモーション業務仕様書

### 1. 業務名

伝統産業首都圏プロモーション業務

### 2. 履行場所

堺市内

### 3. 業務目的

本業務は、首都圏のバイヤー及びメディア関係者（以下「バイヤー等」）を招へいし、展示商談会や工場視察を実施することにより、伝統産業事業者の販路拡大及び伝統製品の認知度向上を目的とする。

### 4. 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

### 5. 業務内容

#### (1) 概要

本業務は、首都圏のバイヤー等を招へいし、堺市内で展示商談会と工場視察を2日間におたって実施することにより、伝統産業事業者と首都圏のバイヤー等との取引機会を提供するものである。

#### (2) 募集・受付・選定に係る業務概要

##### ① 募集概要

##### ア 対象事業者

堺の伝統産品（刃物、注染・和晒、線香、昆布、鯉幟）を製造する堺市内の中小企業者  
※工場視察先については、対象事業者該当し、視察先として申込のあった事業者の中から、抽選により決定すること。なお、展示商談会へ参加せず、視察先としてのみ希望する事業者についても、申込を可能とすること。

##### イ 展示商談会参加事業者数

15社程度

##### ウ 展示商品

堺の伝統産品（刃物、注染・和晒、線香、昆布、鯉幟）

##### エ 展示商品数

1社につき最大5商品まで

##### ② 募集・受付資料の準備

対象事業者の募集を周知するためのチラシ、本事業の趣旨・目的等を詳細に記載した説明資料・エントリーシートを作成し、配布すること。ただし、記載項目・配布先・配布方法については発注者と協議の上決定すること。

##### ③ 事業案内の補助

発注者がメール、架電、訪問等の方法により、個別で対象事業者へ事業内容の説明及び案

内を行う際、必要に応じてアポイントメントや発注者による訪問への同席（オンライン可）等に協力すること。

④ 選定

対象事業者及び展示商品の選定方法や選定委員については、発注者と協議の上、決定・調整すること。

(3) 参加事業者及び展示商品選定後の調整

① バイヤー等向け資料の作成

参加事業者へのヒアリング（オンライン可）等を実施し、企業概要や展示予定の商品情報、企業の強み、対応不可条件等の取引条件を整理すること。これらの情報を基に、バイヤー等への案内・参加促進や当日の商談会などに活用できる資料を作成すること。

② 展示商品等の提供・搬入及び管理

参加事業者は、展示商品やパンフレット等を原則として自ら持参し、提供すること。また、当日は会場へ人員を派遣することを必須とする。なお、展示物の保管・搬入方法については、発注者と協議の上、調整すること。

(4) アンケートの作成・実施・回収

- ・展示商談会において、バイヤー等用及び参加事業者用の2種類のアンケートを作成すること。また、質問項目は発注者と協議の上決定し、簡潔かつ効果的な設問とすること。
- ・実施方法（紙またはオンライン）は、会場環境等を踏まえて、受注者が適宜判断し準備すること。その際、バイヤー等がその場で回答しやすいよう、タブレットの設置やQRコードの配布等、回答環境を整えること。
- ・回収後は集計・分析を行い、発注者へ提出すること。

(5) 展示商談会及び工場視察

① 実施概要

ア 内容

首都圏のバイヤー等を堺に招へいし、堺の伝統産品を一堂に集めた施設「堺伝匠館」の見学を行った後、展示商談会を実施すること。また、展示商談会の翌日には、視察先として確定した事業者を対象に工場視察を実施することも可能とする。なお、当日来場が困難なバイヤー等にも対応できるよう、別途オンライン商談の機会を設けること。

イ 開催時期

契約締結日～令和7年11月28日（金）のうち2日間

ウ スケジュール

| 1日目 |                   | 2日目 |                           |
|-----|-------------------|-----|---------------------------|
| ①   | 「堺伝匠館」見学          | ①   | 工場視察<br>※事前に調整した視察コースから選択 |
| ②   | 展示商談会（堺市産業振興センター） |     |                           |
| ③   | 解散（2日目希望者のみ要宿泊）   | ②   | 解散                        |

エ 会場

堺市内（堺伝匠館、公益財団法人堺市産業振興センター、各視察先）

オ 招へい対象のバイヤー等

- ・商社、販売代理店、専門店、小売店等（7社程度）
- ・一般消費者への発信に効果的なメディア関係者（3社程度）
- ・当日来場が困難なバイヤー等に対応するオンライン商談対象者（20社程度）

#### カ 参加費

参加事業者の参加費は無料とすること。また、バイヤー等の交通費及び謝金については、受注者が手配すること。なお、謝金の支給の有無を含め、その金額や上限額の設定については、受注者の裁量により適切に定めること。また、2日目に工場視察を希望するバイヤー等に関しては、宿泊費は原則自己負担とすること。

#### キ 昼食の手配について

昼食については、会場でのケータリングによる提供、または各自での対応とする場合があり、発注者と協議の上対応すること。

#### ク 視察コースについて

- ・工場視察への参加は希望制とし、事前に設けられた視察コースから選択してもらうこと。
- ・視察コースの設定については、申込事業者からのツアールートや駐車環境等を踏まえ、発注者と協議の上決定すること。
- ・移動手段については、マイクロバスの貸切やタクシー数台での移動を想定し、受注者が手配すること。

### ② 堺伝匠館見学

- ・見学にあたり、発注者が堺伝匠館運営者との間で、日時、参加人数、案内内容等の事前調整を行うこと。
- ・発注者の要望に応じて、見学の様子を写真等により記録しておくこと。
- ・本見学とその後に実施する商談会との移動については、参加者の待機時間が最小限となるよう配慮し、移動手段やスケジュールに十分連携を図ること。

### ③ 受付

- ・バイヤー等の受付に際し、名簿との照合や名札の配布等を行うこと。なお、受付時に得られた参加者情報等は、発注者と適宜共有すること。
- ・商談会会場のレイアウトやブース配置に関する案内を行うこと。
- ・当日のスケジュールや進行に関する、バイヤー等からの基本的な問い合わせに対応すること。

### ④ 商談会場の設営等

- ・発注者と協議の上、商談に効果的なレイアウトとなるよう会場を設営すること。
- ・会場内には、発注者が用意する広報物や関連資料等の配架スペースを設けること。

### ⑤ 運営スタッフの体制

- ・統括責任者及び本業務に従事する関係者を明記し、連絡先等必要事項を記載した運営体制表を作成すること。
- ・統括責任者は、本業務と類似するイベントの運営経験及び実績を有する者とする。
- ・各会場内には複数名のスタッフを常駐させ、バイヤー等への案内や対応が円滑に行える体制を整えること。
- ・運営スタッフが展示商品を取り扱う場合は、破損・紛失等に十分配慮し、慎重に対応する

こと。

- ・本業務における主なリスク（交通遅延、天候悪化、健康安全、災害等）に留意し、適切な対応方針を策定・実施すること。必要に応じて、参加者への情報提供や緊急時の連絡体制の整備を行うこと。

#### ⑥ 広報・PR 活動

- ・バイヤー等の招へいに向け、効果的な媒体や手法を用いて、対象層への事前周知を図ること。また、広報スケジュールや内容については工夫を凝らし、適切なタイミングで情報発信を行うこと。
- ・受注者のノウハウやネットワークを活かし、工芸品・伝統産業品に関心の高いバイヤー等に対して、個別の事前案内も実施すること。また、特定分野への関心に偏りが生じないように、バイヤーの選定にあたっては分野のバランスにも配慮すること。
- ・オンライン商談の実施にあたっては、作成したバイヤー等向け資料を有効に活用し、来場が困難なバイヤー等に対しても積極的に情報提供・アプローチを行うこと。また、当日の来場には至らないものの関心を示しているバイヤー等にも継続的に働きかけることで、マッチング件数及び質の向上を図ること。
- ・広報アプローチの実績及び招へい結果については、発注者の求めに応じて提出する場合があるため、該当記録を適切に管理すること。

#### (6) マッチング業務

- ・バイヤー等に提出を依頼するマッチング希望シートを作成し、仕様は発注者と協議の上、決定すること。
- ・個別のPR活動でマッチング希望があったバイヤー等や、当日来場できないバイヤー等については、マッチング希望シートへの記入・提出を依頼し、その内容を元に、オンライン商談へつなげること。また、参加事業者とのスケジュール調整を適切に行い、円滑なマッチングが実施できるよう配慮すること。
- ・商談件数 30 件以上（オンライン商談を含むこと）を目標とすること。

#### (7) マッチング後の伴走支援業務

- ・マッチング後の参加事業者とバイヤー等との連絡・調整については、必ず受注者が仲介し、受注者のノウハウを活かして必要に応じて助言等を行い、円滑な進行を図ること。なお、商談や取材内容への介入は行わず、必要に応じて発注者と協議の上対応すること。
- ・マッチングの成立・不成立に関わらず、参加事業者に対してフィードバック資料を作成すること。特にマッチング不成立の事業者に対しては、その理由や改善の方向性を含めたフィードバック資料(A4・1枚程度)を簡潔にまとめ、発注者の確認を経た上で提供すること。

#### (8) 成果物

令和8年3月31日（火）までに、以下①～⑤の書類は、原則として電子データで発注者へ提出すること。

##### ① バイヤー等のアンケート集計結果・分析報告書

- ・バイヤー等の属性
- ・本事業の効果（成果）及び実施内容に対する評価
- ・その他発注者が必要とする情報

##### ② 参加事業者アンケート集計結果・分析報告書

- ・属性別マッチング件数及びマッチング先詳細情報（イベント期間後も含む）
  - ・マッチング後の商談及び取材等の方向性
  - ・マッチング後の展示商品の売上状況及びメディア発信による反響
  - ・本事業に対する評価及び改善点（来年度以降の継続実施への希望調査等）
  - ・その他発注者が必要とする情報
- ③ メディア関係者の発信記録
- ・雑誌、Web 記事、その他出版物等のコピー（PDF 可）
  - ・メディア関係者等による今後の発信情報
- ④ 業務全体の報告書
- ・属性別バイヤー等の数
  - ・商談会の様子や工場視察風景に加え、事業全体を通じた記録として、各行程や場面における記録写真
  - ・実施した内容に関する報告、総評
  - ・本業務を通じて分かった堺の伝統製品の強み・弱みの分析
  - ・次年度以降に向けての改善提案
- ⑤ 参加事業者向けフィードバック資料
- ・参加事業者が理解しやすいよう、簡潔にまとめたフィードバック資料を作成すること。
  - ・発注者の確認を経た上で、参加事業者に提供すること（配布方法は発注者と協議の上決定）。

## 6. 提出書類

- (1) 業務実施計画書（開催に向けた全体スケジュール、1日目見学・商談スケジュール、2日目視察スケジュール、広報・個別PR活動計画、参加事業者との連絡・調整方法、展示商談会会場イメージ図、伴走支援体制等）
- (2) 運営マニュアル(受付手順、誘導の流れ、設営・撤収の段取り、緊急時対応など)
- (3) 事業説明資料
- (4) エントリーシート
- (5) 募集、告知等に係る印刷物
- (6) バイヤー等向け資料の作成
- (7) 運営体制表
- (8) マッチング希望シート
- (9) アンケート(バイヤー等用及び参加事業者用)
- (10) フィードバック資料
- (11) 成果物
- (12) 業務完了届
- (13) その他発注者が指示するもの

## 7. 暴力団等の排除について

仕様書別記「暴力団等の排除について」のとおり

## 8. 留意事項

- 本業務は、契約書・仕様書・質問回答書に基づき履行することとする。
- 具体的な計画内容及び作業スケジュール等については発注者と協議した上で決定し、必要に応じて適宜工程表を提出すること。
- 発注者の求めに応じて、関連資料を指定した形式で提供すること。
- 本業務に関し、仕様書等による判断が困難又は不都合な場合は発注者と協議すること。
- 業務の履行にあたっては、個人情報に関する法律等を遵守すること。
- 受注者は、業務履行期間に限らず業務履行期間終了後も、本業務で知り得た機密、個人情報等について厳守すること。
- 本業務仕様書に定めのない事項については、発注者と協議すること。
- 成果物を指定された期日までに指定された場所に全て納品し、発注者による検査合格をもって業務の完了とすること。
- 業務の履行に際し疑義が生じた場合は、発注者と協議の上、その指示に従うこと。
- 発注者から履行状況の報告を求められた場合は、速やかに報告すること。
- 業務に伴う必要な経費は、本仕様書に明記のないものであっても原則として受注者の負担とすること。
- 本業務の履行に際し、参加事業者から提供された展示商品や会場設備、見学先の商品及び工場視察先の備品等について、破損、汚損、盗難等により、賠償費用が発生した場合は、受注者の負担とすること。
- 本事業において使用するバス、タクシー等の移動手段に起因する交通事故その他のトラブルにより参加者または第三者に損害が生じた場合、当該損害に関する責任は受注者が負うものとし、発注者は一切の責任を負わない。
- 本業務の成果物および作業工程で作成された資料等に係る著作権を含む一切の権利は、発注者に帰属するものとし、当該データは、発注者が運用する Web サイトや印刷物等に自由に使用できるものとする。

## 暴力団等の排除について

### 1. 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

- (1) 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。
- (2) これらの事実が確認された場合、発注者は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

### 2. 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には堺市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

### 3. 誓約書の提出について

- (1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は堺市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- (2) 受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、発注者へ提出しなければならない。
- (3) 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

### 4. 不当介入に対する措置

- (1) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに発注者に報告し、警察に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに発注者に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- (3) 発注者は、受注者が発注者に対し、(1)及び(2)に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- (4) 発注者は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が(1)に定める報告及び届け出又は(2)に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。